

2019年8月11日

発明者未記載出願の実態

アジア特許情報研究会
伊藤徹男

要約：中国における特許、実用新案出願では、発明者を記載せずに（記載しないことを申請して）出願できることが可能な状況が、公報発行日基準では2010年以降存在する。その数は、2018年では、特許：約24000件、実用新案：約7000件に達する。

この発明者未記載出願の目的は今ひとつ不明であるが、その出願推移、出願分野などを考察した。

1. はじめに

中国の特許や実用新案に「発明者を記載しなくてもよい」ということは今まであまり知られていない。

中国における特許、実用新案出願においては、発明者を記載せずに(記載しないことを申請して)出願できることが可能な状況が、出願日基準では2007年ごろから、公報発行日基準では2010年以降存在する。2015年頃には特許だけでもその数が10000件を超えるようになっていたので気になり、その出願推移を取得しただけで放置したままになっていたため、この機会に整理しておくこととした。中国特許情報の1つの情報として、この発明者未記載問題にスポットを当て、話題の1つとした。

中国の特許情報にそのような発明者未記載(中国語では「不公告发明人」)の出願があります、ということを紹介した¹⁾。そこでは単に発明者未記載出願の推移について紹介したのみで、その内容について解析などは加えていない。

2. 発明者未記載出願の法的根拠

日本では、日本特許法第六十四条2の3の「出願公開」に関し、「発明者の氏名及び住所又は居所」を記載して出願内容を公開することが定められている²⁾。

中国において発明者未記載出願が許容される法的根拠は審査指南第1部分第1章「出願書類の形式審査」における発明者の部分である³⁾。JETRO訳の該当条文をそのまま引用して紹介します。

「発明者は個人でなければならない。願書には例えば、「××課題グループ」などの機構又は組織を書いてはならない。発明者は本人の真実な氏名を使うべきであり、ペンネーム又はその他正式でない名前を使ってはならない。発明者が複数である場合は、左から右への順に記入しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を出さなければならない。出願人が願書に書いてある発明者氏名を修正する場合、補正書、当事者の声明及び対応する証明書類を提出しなければならない。」とあり、さらに続いて、

「発明者は専利局にその氏名を公開しないように申し出ることが可能である。専利出願の提出時、発明者の氏名の不公開を要請する場合、願書の「発明者」の欄に記載した発明者氏名の後に「(氏名を公開しない)」と明記しなければならない。氏名の不公開要請を提出した後に、審査を経て、規定に合致すると認められる場合、専利局は専利公報、専利出願単行本、専利単行本及び専利証書のいずれにも、その氏名を公開しない。そして、相応した位置で「氏名の不公開を要請」と明記しなければならない。発明者は再び氏名を公開するように申し出てはならない。専利出願を提出した後に、発明者の氏名の不公開を要請する場合、発明者が署名又は捺印した書面声明を提出しなければならないが、専利出願が公開準備段階に入った後に、当該請求を出した場合、請求を提出していないとみなし、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。」

したがって、特許や実用新案等、専利出願時に「発明者氏名を公開しない」ことを申請すると専

利公報には「不公告発明人」と表記される。その申請は専利出願提出後でも可能なようであるが、専利出願が公開準備段階に入った後は不可である。また、一旦、「発明者氏名を公開しない」と申請したのちに「発明者氏名を公開することにしたい」という申し出はできない模様である。

3. 出願分析

1) 出願推移

2019/6 末時点の「発明者未記載出願」は公開特許 82,688 件 (全 7,484,899 件)、登録特許 4,620 件 (全 2,566,324 件)、実用新案 24,089 件 (全 6,925,931 件) であり、率にすると公開特許 1.1%、登録特許 0.2%、実用新案 0.3% であり、議論に値しない、という方もおられると思うが敢えて解析してみた。

発明者未記載出願の出願推移を図 1 に示した。出願日基準では少しばらけるので発行日基準で示した。実用新案より特許の方が近年はるかに大きい伸びを示している (2018 年公開特許では約 24000 件の発明者未記載出願がある)。

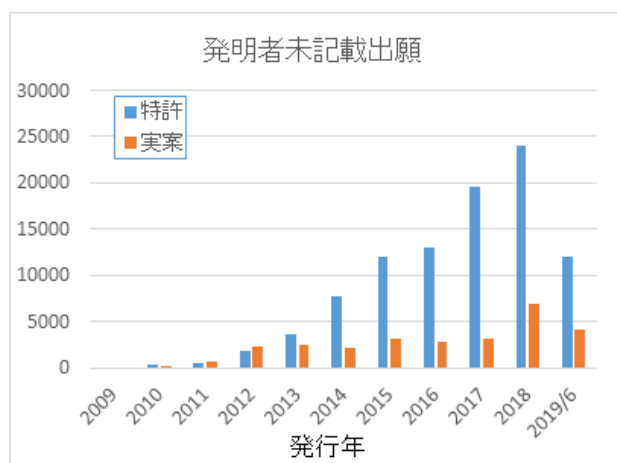


図 1. 発明者未記載出願推移

発明者未記載出願の登録率を発行日基準の数値から単純に比較すると 5.5% であり、通常出願の登録率 34% と比べても極めて低い。出願目的は明確ではないが、権利取得にこだわっていないのかもしれない。

2) 出願分野

分野別に特徴があるかどうか WIPO 分類 (35 分類) の大分類で 2010~2018 年の発行年推移で図 2 に示した。

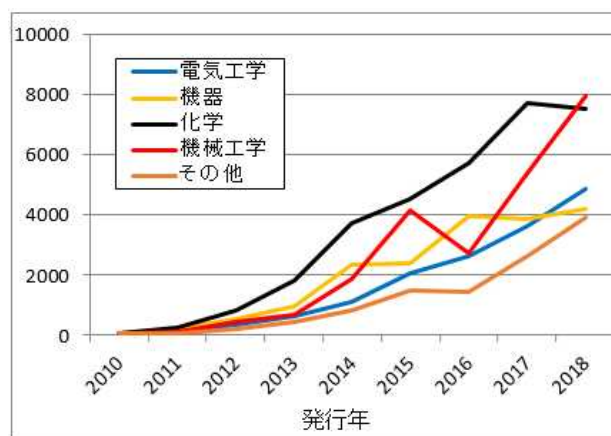


図 2. WIPO 分類分野別推移 (特許)

化学分野が若干多い傾向を示しているほかは分野別特徴は特に見られない。IPC 別のランキングでは公開特許において A61K, A61P 関係が多い傾向を示しているもので、この分野の出願が影響しているものと思われる (表 1)。メイングループまで拡げて確認すると以下の分野であることが分かった。

表1. 発明者未記載出願のIPCランキング

特許		実案	
A61K	9,594	A24F	448
A61P	8,429	H02J	340
A23L	2,768	H01Q	318
G06F	2,593	H04N	285
C08L	2,372	E05B	281
C08K	2,257	G08B	280
B29C	1,885	B32B	234
G06Q	1,867	B64B	197
C02F	1,637	H04M	149
A01G	1,550	B25J	142

A61K 15,863 件中、A61K9～A61K36 の医薬品製剤に関するものが 13,523 件、A61P 17,257 件中、A61P1, A61P3, A61P17 の医薬品製剤に関するものが 9,931 件を占めた。

3) 出願人の種別 (法人・個人別)

「発明者未記載出願」の属性を法人・個人別で調べると以下ようになった。

表2. 法人・個人別出願

	全体		発明者未記載	
	法人	個人	法人	個人
公開	86%	14%	66%	34%
登録	93%	7%	77%	23%
実案	80%	20%	73%	27%

2010-2018 発行日

発明者未記載出願は個人からの出願が多い傾向が把握できた。

4) 出願人ランキング

出願人のランキングも 2010-2018 発行日で見るといづれも著名な出願人は見られなかった。

表3. 特許出願人ランキング

青島欣展塑胶	393
济南昊雨青田医药技术	338
广西大学	309
青島万力科技	294
无锡北斗星通信科技	293
无锡桑尼安科技	281
无锡智谷锐拓技术服务	277
佛山市聚成生化技术研发	271
青島佳亿阳工贸	269
青島同创节能环保工程	254

表4. 実用新案出願人ランキング

深圳光启创新技术	248
常州市派腾电子技术服务	247
东莞前沿技术研究院	192
重庆宁来科贸	190
深圳光启空间技术	182
深圳光启高等理工研究院	172
深圳光启合众科技	153
卓尔悦欧洲控股	133
无锡新人居科贸	123
上海云树知识产权咨询	111

「発明者未記載出願」のほとんどは内国出願人であるが、わずかに外国からの出願もあった。

IN=(不公告发明人) not 国省代码=(CN or 1 or 2 or 3 or 4 or 5 or 6 or 7 or 8 or 9)

特許では 284 件 (0.3%)、実用新案では 291 件 (1.2%) 存在する。()内は発明者未記載出願の割合である。

その国別内訳は表5に示すとおりであるが、瑞士(CH)と德国(DE)が若干多いが、やはりほとんど著名な出願人は見当たらなかった。

表5. 外国出願人

		特許	実用新案
スイス	CH	94	135
ドイツ	DE	62	21
中国香港	HK	16	44
中国台湾	TW	12	53
アメリカ	US	13	2
ケイマン諸島	KY	13	0
オーストリア	AT	3	7
バージン諸島	VG	6	2
日本	JP	4	2
セイシェル	SC	3	3
サモア	WS	2	3
シンガポール	SG	3	1
イギリス	GB	1	3
ベルギー	BE	2	0

日本からの出願特許でも以下の大手出願人からそれぞれ1件の出願があった。古い出願でもなく、もちろん発明者を伏せるよう申請しての出願である。最近では発明報奨金制度も浸透し、発明者も「発明者未記載出願」に対し、報奨金を請求できるのであろうか。他人事ながら少し気になるところである。

夏普（シャープ）AN：CN201580042274.X

AD：2015.08.06 H04W

花王 AN：CN201380016091.1

AD：2013.03.29 A23D;C11B

富士胶片 AN：CN201210088824.X

AD：2012.03.29 B41J

迪思科（ディスコ）AN：CN201510993795.5

AD：2015.12.25 H01L

4) 代理人事務所の利用

各分野の解析を目的に書誌事項をダウンロードしたところ、代理人情報の空白（代理人未利用）が目についたので発明者未記載出願と代理人事務所未利用の関係を調べてみた。

代理人事務所未利用（社内弁理士による出願？）については2012年に「中国代理人事務所を評価する」という論考でセミナーしたことがあり、その中では、ホンハイグループがほとんど代理人事務所を利用していないことを紹介したが⁴⁾、発明者未記載出願の多くも代理人事務所を利用しない出願が目についた。

2010年～2018年発行では、代理人事務所利用率は、公開特許で18.2%、実用新案でも35.2%である。全公開特許の77.0%、全実用新案の70.5%が代理人事務所を利用しているのに比べ低い数値となっている。

少ないながらも発明者未記載出願を取り扱っている代理人事務所には、取扱件数は極めてわずかであるが、以下の大手事務所も散見される。

北京三友知识产权

北京润泽恒知识产权

北京德琦知识产权

北京路浩知识产权

北京市柳沈律师事务所

北京康信知识产权

北京集佳知识产权

中科专利商标

4. まとめ

2015年に「発明者未記載出願」(不公告发明人)の存在に気が付き、このような制度があるんだ、と放置していたままになっていたものを今回、改めて解析してみた。尤も、業務に役立つ情報でもないので解析する意味もないが、知財情報の研究者としての好奇心と探求心から少し整理してみた。

現在のところ発明者未記載出願の目的は不明であるが、出願人からヒアリングして確認してみたいとも思っている。「発明者を公開しないのは、ライバルメーカから転職してきたばかりの発明者からの出願とか、有能な発明者を引き抜きかれないため(ヘッドハンティングを防止)かもしれない」とも囁かれているが定かではない。

本稿は、とりあえずアジア特許情報研究会のホームページ (<https://sapi.kaisei1992.com/>) 上で紹介しますが、セミナーなどのコラムとして活用していただければ幸いです。

また、本件については、さらに検証を続け、新たな情報を追加して改訂したいと思います。

5. 参考文献

- 1)伊藤 : tokugikon No.292(2019/1)
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/292/292kiko01.pdf>
- 2)e-Gov
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=334AC000000121#469
- 3)専利審査指南 2010 (2010/2 JETRO 訳)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf
- 4) http://patentsearch.punyu.jp/asia/CN_PO2010.pdf

上記 URL は、いずれも 2019 年 7 月 20 日に確認したものです。